

③ 友だちとの関係 【幼児期以降】

- * 仲の良い友だちが少なくとも一人はいる
- * 他の子どもたちから、だいたいは好かれているようだ
- * 他の子どもからいじめの対象にされたりしている

④ 学校担任教師/上司との関係

【児童期・思春期】

- * 困ったことがあると担任教師を頼り、相談する
- * 担任教師の言うことをよく聞いている
- * 担任の教師のことが好きだと思っている

【青年期】

- * 困ったことがあると教師や上司を頼り、相談している
- * 教師や上司のことを信頼している
- * 教師や上司から信頼されていると感じている

⑤ 親友の有無と関係 【青年期】

- * "親友"と思える友だちがいる 2. はい ()人くらい 1. いいえ 0. 判断困難
- * 親友とはお互いに悩みを相談しあっている
- * 親友とケンカしたり、言い合いになることがある

⑥ 恋人の有無と関係 【青年期】

- * "恋人"と付き合っている 2. はい ()人くらい 1. いいえ 0. 判断困難
- * 恋人とはお互いに悩みを相談しあっている
- * 恋人とケンカしたり、言い合いになることがある

< 考えて対処する >

: ものごとを認識したり、考えていく意欲や能力の発達をみていきます。

① 知的能力の発達 【児童期以降、乳幼児期は発達検査の項目を参照】

・知的発達検査の実施:

【児童期・思春期】

使用検査尺度: 下記から該当する数字を記入

1. WISC-Ⅲ知能検査
2. ビネー式知能検査
3. その他

* トータルIQ ()点: 言語性IQ ()点: 動作性IQ ()点

【青年期】

使用検査尺度: 下記から該当する数字を記入

1. WAIS-R 知能検査
2. WISC-Ⅲ知能検査
3. その他

* トータルIQ ()点: 言語性IQ ()点: 動作性IQ ()点

・知的発達の程度

4. 遅れている
3. やや遅れている
2. 年齢相当
1. 年齢以上
0. 判断困難

⇒ 就学後(児童期以降)の知的発達について、必要なケースについては知能検査を実施して確認していきます。該当する知能指数が算出された場合には、()内に実数を記入してください。

・学業達成(国語・算数/数学、理科、社会、英語等基礎教科) 【児童期以降】

4. 不良(落第相当)
3. やや不良
2. 普通
1. 良好
0. 判断困難

⇒ 対象の子どもが学校に所属している場合、その学校や学級内での学業達成度について評価します。基礎教科の成績を総合して判断してください。

② 問題解決能力・意欲

・知的な意欲(探究心)【養護・虐待・非行・育成版の思春期以降】

- * 興味を持ったことを時間をかけていろいろと調べる
- * わからないことはよく人に聞いたり辞書や辞典で調べたりする
- * 頭を使う困難な課題を解くことに満足感をおぼえるようだ

⇒ 思春期以降の子どもたちの自発的な学習意欲や、知的探究心のようすについてみていきます。学業的な達成度とは別に、どの程度意欲的に課題に取り組む姿勢があるかで判断してください。

< 基本的な生活を営める >

: 日常生活動作の発達、道徳性などの社会的規範の獲得、職業に対する意識の発達など、社会生活を送っていくうえで必要なスキルの獲得状況についてみます。

① 日常生活能力の発達【共通】

・身辺自立の程度(検査、“日常生活能力の発達めやす”から)

4. 遅れている 3. やや遅れている 2. 年齢相当 1. 年齢以上 0. 判断困難

⇒ 年齢相当の身辺自立が達成されているかどうか、検査(新版 S-M 社会生活能力検査など)や観察、下のめやす表などから判断してください。

< 日常生活能力の発達めやす表 >

生後 6 ヶ月～: 生活のリズムの確立

14～17 ヶ月頃: コップで飲む

18～20 ヶ月頃: スプーンを使う

2 歳過ぎ頃: 上着などを脱ぐ、手伝ってもらって歯を磨く

3 歳過ぎ頃: T シャツを着る

3 歳～3 歳半頃: 一人で服を着る

4 歳～4 歳半頃: 一人で歯を磨く

6 歳 6 ヶ月～8 歳 5 ヶ月:

ひとりで風呂に入れる。(洗髪もひとりでできる)

身近な事柄について簡単な文章(日記、作文など)が書ける。

将棋、トランプなど複雑なルールの遊びができる。

「横断禁止」「危険」などの標識がわかり、指示に従える。

8 歳 6 ヶ月～10 歳 5 ヶ月:

いわれればひとりで部屋の掃除がきちんとできる。

注意されなくても人の話や説明を終わりまで静かに聞くことができる。

慣れた所なら電車やバスを使ってひとりで行ける(切符が買える)。

年下の子ども世話や子守りなどを安心してまかせられる。

掃除機、洗たく機などの家庭電気器具が扱える。

わからないことばや表現を辞書で調べることができる。

10 歳 6 ヶ月～: ボタンつけができる。

食事作法をきちんと守れる。

相手の立場を考えて話すことができる。

おとなの指導者がいなくても、グループで会合やハイキング、スポーツ

などの計画をたてて実行することができる。

はじめての所でも、人に道をたずねたり、地図で調べてひとりで目的地へ

行ける。

② 社会的規範意識の発達

【児童期及び障害・保健相談版の思春期】

- * 悪いことをしてもみつからなければ済むと考えている
- * 電車の中などで、周囲の人の迷惑を全く考えずに走ったり騒いだりする
- * 友だちの悪い誘いに乗ってしまいやすい

【養護・虐待・非行・育成版の思春期・青年期】

- * 他人に迷惑をかけてしまった時、『相手に悪いことをした』と悔やむ事が多い
- * もしも警察につかまったら、恥ずかしくて世の中に顔向けができないと考えている
- * 人に怒られなければなにをやってもかまわない、と考えている

⇒ 子どもの道徳意識の発達は、幼児期や児童前期の“叱られるからルールを守る”といった外的な統制から始まり、成長とともに社会的なルールが内在化ようになって自己規制できるようになっていきます。ここでは、公衆場面での迷惑行為に対する道徳的な規範意識を尋ね、対象の子どもの規範意識の発達の様子について見ていきます。

③ 職業意識の発達 【青年期】

- * 将来の進路や生き方について最近よく考えている(ようだ)
- * やりたい道を自分で切り開く力を持っていると思う(思っているようだ)
- * 仕事を通して自分は成長できると思う(思っているようだ)

⇒ 青年期以降の職業選択に関する意識の発達をみます。

< 自分らしく生きる >

：ここでは、発達課題の達成状況や、誕生からの生育史、性格的特徴、好きな活動など、子どもの個性の発達に関連することがらについてみていきます。

① 発達課題の達成状況 【共通】

・子どもの発達課題の達成状況 (“発達課題のめやす表”)

4. 過去も現在も達成していない
3. 現在は達成しているように見えるが、過去に未達成のものがある
2. 過去は達成したが、現在はまだ達成していない
1. 過去も現在も達成している

⇒ 子ども時代に通過すべき大まかな発達課題の達成状況について、めやす表を参照しながら評価します。ここでは、エリクソン(Erikson)の生涯発達論に沿って、乳児期は養育者との愛着関係の形成、幼児期後半から児童期は保育所・幼稚園や学校生活における適応、思春期は生活自立やセルフコントロールの発達、そして青年期は進学や就職などに関する自己決定をめざした同一性(アイデンティティ、自分に関する自己定義や自己決定)の探求が開始されることをそれぞれの時期の発達課題として設定しています。

< 発達課題一覧 >

乳幼児期 (0歳～就学前) : 養育者との安定した愛着形成
幼児後半期 (4～6歳) ～児童期 (小学校高学年) : 集団生活への適応
思春期 (小学校5年～中学生) : 自律的行動の獲得と自立へのスタート
青年期 (中卒～18歳まで) : 自己同一性探求の開始

② 子どもの行動特徴

⇒ 子どもの気質的特徴について乳児期は4つ(人見知り傾向、衝動のコントロール性、持続・集中性、不安傾向)、幼児期からは3つ(人見知り傾向、持続・集中性、不安傾向)の特性についてどのような特徴を持っているか判断します。これらのほかに特記すべき特徴がある場合には特記事項欄に記載してください。

・人見知り傾向

【乳児期版、月齢4ヶ月以上の場合に評価】

- * 初めての人にはなかなか慣れない
- * 初めての人に抱かれるといやがる
- * よその子に初めて会った時は、そっぽを向いたり母親にしがみついたりしてしりごみする

【幼児期以降】

- * 恥ずかしがりやなので人に会うのを嫌がる
- * 知らない人の前では恥ずかしがる
- * よその子に初めて会った時、恥ずかしがる

・欲求不満耐性(がまん強さ)【乳児期】

- * おなかですいても、食事が準備されるのをいつも機嫌よく待てる
- * 欲しいものややりたいことが数分間待たされてもたいてい我慢して待てる
- * 着替えや顔ふき、爪きりなどの世話の間、たいていじっとしてられる

・注意の集中性【乳児期】

- * お気に入りのおもちゃならいつも10分以上も続けて遊ぶ
- * 新しく覚えた遊びや運動はたいてい10分以上やり続ける
- * テレビやビデオをよく10分以上にわたってじっと見ている

・生活リズム【乳児期】

- * 毎晩、だいたい決まった時刻に眠くなる
- * ベッドやお布団に入ってから眠りにつくまでの時間は一定だ
- * 食事のときに食べる量は毎日同じくらいの量である

・衝動のコントロール性【乳児期】

- * 一度ぐずるとなだめにくい
- * かんしゃくを起こしやすい
- * ちょっとしたことで激しく泣く

・持続・集中性【幼児期以降】

- * 何事も一生懸命に取り組む
- * やり始めたことは最後までやる
- * なんでもきちんと正確にやりたがる

・不安傾向【幼児期以降】

- * 新しいことをする時には不安がる
- * 悪いことが起こるのではないかとよく心配する
- * こわがりなので何事も慎重に取り組む

③ 子どもの行動特徴に関する特記事項

④ 子どもの好きな活動（現在および過去の子どもの趣味や特技について尋ねる）【幼児期以降】

* 現在の好きな活動

* 過去好きだった活動

⇒ 対象の子どもの趣味や熱中している活動にどんなものがあるか尋ねます。子どもとラポールを形成する際の話や、一時保護預かり所や児童福祉施設などでの生活がより円滑に進行するための情報としても活用してください。

子どもの好きな活動リスト	
1. 勉強	6. スポーツ
2. 読書	6-5. 体操
3. 映画鑑賞(テレビ、ビデオ、DVDを含む)	6-6. バレーボール、テニスなどの球技
4. 音楽鑑賞	6-7. スキー・スケート・スノーボード
5. 楽器演奏・歌を歌う	6-8. 陸上競技
5-1. ピアノ	6-9. その他
5-2. バイオリンなどの弦楽器	7. 外国語(英会話など)の学習
5-3. 管楽器(フルート、トランペットなど)	8. 手芸・裁縫
5-4. ギター、キーボード	9. 料理
5-5. 歌を歌う	10. お絵かき・絵画制作
5-6. その他	11. 書道
6. スポーツ	12. 作文・作詩などの文章制作
6-1. 野球	13. 舞踊(日本舞踊、バレエ、ダンスなど)
6-2. サッカー	14. ゲーム(テレビゲーム、カードゲームなど)
6-3. 水泳	15. パソコン(インターネット、プログラミングなど)
6-4. 柔道・空手・剣道	16. その他

II 家庭に関する事項

① 基本事項 【共通】

・家計の担当者

就労(生計の確保)に関わっているのは：

1. 実父 2. 実母 3. 養父 4. 1. と 3. 以外の父 5. 2. と 4. 以外の母
6. 祖父 7. 祖母 8. 生活保護を受けている 9. その他() 0. 判断困難

⇒ 同居家族の中で収入を得ている人は誰か、該当する人全員について記載します。

・同居家族

1. 実父 2. 養父 3. 1. と 2. 以外の父 4. 実母 5. 養母
6. 4. と 5. 以外の母 7. 子ども (対象児童を含めて()人)
8. 父方の祖父 9. 父方の祖母 10. 母方の祖父 11. 母方の祖母
12. 内縁関係の男性 13. 内縁関係の女性 14. その他

⇒ 現在の同居家族が誰か、該当する人を全員を選んで印を付けます。義父母(継父母)や里親、内縁の父母などは3. あるいは6. を選択してください。

< 家族の心身の健康 >

：養育者を中心とする家族メンバーが、現在心身の健康状況に問題を持っているかどうかを、いくつかの側面について見ていきます。

家族の心身の健康度 【共通】

⇒ 主たる養育者とその他の養育者の身体疾患・障害および精神疾患の有無や種類、通院や入院、養育の困難を引き起こしているかどうかなどについて見ていきます。疾患名や障害名については（ ）内に具体的に記入してください。

① 家族の身体疾患・障害（主たる養育者とその他の養育者それぞれについて評価）

・身体疾患・障害

4. 確定診断あり 3. 疑いあり 2. やや疑いあり 1. 疑いなし 0. 不明
(具体的に：)

・現在の通院の有無

2. あり 1. なし 0. 判断不能

・身体疾患・障害による入院経験

<対象の子どもが生まれて以降>

3. 1ヶ月以上の長期入院があった 2. 1ヶ月未満の短期入院があった 1. 入院なし
0. 判断困難

<現在の入院>

3. 1ヶ月以上の長期入院があった 2. 1ヶ月未満の短期入院があった 1. 入院なし
0. 判断困難

・身体障害の認定（手帳の交付など）

4. 認定を受けている 3. 申請中 2. 受けていない 1. 身体障害なし 0. 不明

・身体疾患・障害による養育の困難度

4. 疾患や障害のために養育できない状態にある
3. 養育はできるものの困難を引き起こしている
2. 多少の困難はあるが養育はできている
1. 養育については問題なし
0. 判断困難

② 養育者の精神障害（主たる養育者とその他の養育者それぞれについて評価）

4. 確定診断あり 3. 疑いあり 2. やや疑いあり 1. 疑いなし 0. 不明
(具体的に：)

・現在の通院の有無

2. あり 1. なし 0. 判断不能

・精神障害による入院経験

<対象の子どもが生まれて以降>

3. 1ヶ月以上の長期入院があった 2. 1ヶ月未満の短期入院があった 1. 入院なし
0. 判断困難

<現在の入院>

3. 1ヶ月以上の長期入院があった 2. 1ヶ月未満の短期入院があった 1. 入院なし
0. 判断困難

・精神障害の認定（手帳の交付など）

4. 認定を受けている 3. 申請中 2. 受けていない 1. 精神障害なし 0. 不明

・精神障害による養育の困難度

4. 疾患や障害のために養育できない状態にある

3. 養育はできるものの困難を引き起こしている
2. 多少の困難はあるが養育はできている
1. 養育については問題なし
0. 判断困難

③ 養育者の健康に関する問題（主たる養育者その他の養育者それぞれについて評価）
 ⇒ 養育の困難と関連することが予想されるいくつかの健康問題（人格障害傾向、抑うつ傾向、アルコール乱用、暴力）について評価します。該当するケースについては、さらに詳しい情報収集や医師の診断などを検討します。

・養育者の人格障害傾向

4. 確定診断あり 3. 疑いあり 2. やや疑いあり 1. 疑いなし 0. 不明
 具体的に：（1. 境界性 2. 反社会性 3. 回避性 4. その他）

・養育者の抑うつ傾向

情報源は？：1. 養育者 2. 観察 3. その他

- * 悲しみや空虚感のような落ち込んだ気分（抑うつ気分）がほとんど一日中あり、1週間以上にわたって続いている
- * これまでに興味を持って取り組んでいた活動を含め、あらゆることに興味を失い、喜びを感じる事ができない状態が1週間以上にわたって続いている
- * 自分を過度にだめだと思う気持ちや、自分を責めたりする気持ちが強く、それが1週間以上続いている

・養育者のアルコール乱用度

- * アルコールが入っている飲み物を1週間に4回以上飲む
- * 1回に飲む量は10杯以上になることが多い
- * お酒のために仕事や家事ができないことがしばしばある

・養育者の家庭内での暴力

4. よくある 3. 時々ある 2. たまにある 1. 全くない 0. 判断困難
 だれに：（1. 対象の子ども 2. 配偶者 3. きょうだい 4. 祖父 5. 祖母 6. その他）

＜ 個々を大切に信頼しあう ＞

：親子関係、夫婦関係、きょうだい関係など、家族メンバー間の関係のもち方や、コミュニケーションのあり方について見ていきます。

家族関係（2者関係） 【共通】

⇒ 親子関係（養育者が感じているもの：子どもは自分になつていない、あるいは子どもが大切と思えるなど）や夫婦関係（信頼しあえる、あるいは意見が一致しないなど）、きょうだい関係といった家族内の2者の関係性について見ていきます。なお、夫婦関係は、内縁関係などを含む配偶者間の情緒的な関係を指しています。きょうだい関係については、かわいがったり仲良くしたりする肯定的な関係性と、ケンカが多いなどの否定的関係性の両面が存在します。葛藤だけが目立ち、親密さがみられない場合には、ほかの家族関係や養育に問題がないかどうか、さらに詳細に検討していきます。

① 養育者が感じている親子関係（主たる養育者その他の養育者それぞれについて評価）

- * 養育者は、子どもが養育者に十分になつていると感じている
- * 養育者は、子どものことを何よりも大切に考えている
- * 養育者は、子どもと一緒にいて幸せだと思っている

② 夫婦関係

- * 配偶者（パートナー）との生活に満足している
- * 配偶者（パートナー）とは信頼しあえている
- * 配偶者（パートナー）とはいろいろなことで意見が一致する

③ 対象の子どものときょうだいの関係

・対象の子どものときょうだい構成

- * 対象の子どもの上に・・・兄（ ）人で、（ ）歳と（ ）歳
姉（ ）人で、（ ）歳と（ ）歳
- * 対象の子どもの下に・・・弟（ ）人で、（ ）歳と（ ）歳
妹（ ）人で、（ ）歳と（ ）歳

・対象の子どものときょうだいの関係

- * かわいがったりめんどうをみる、一緒に遊ぶなどの仲の良さがみられない
- * 養育者はきょうだいに不公平に接している
対象の子どもに対して： 1. 偏愛している 2. 偏った憎しみを持っている
- * ぶつたりたたいたりする激しいケンカが頻繁におこる

＜ 安心・調和を基盤にして共に生きる ＞

：家族全体の関係性の安定度について、メンバーのまとまりのよさや、養育者の家庭生活に対する価値付けのあり方から見ていきます。

家族関係の安定性（家族の全体性） 【共通】

⇒ 家族の凝集性について、家族のまとまりが良く家庭に居心地のよさを感じられるかどうかといった項目で見ていきます。家庭が子どもにとって居心地の良い場所となっているかどうかは、子どもの精神的な健康や安定に大きく影響します。家族の凝集性が極端に低い場合、メンバー間の関係性や個々人が問題を抱えている場合もあるので、さらに詳しい情報を収集していきます。

① 家族のまとまり

- * 家族みんなで一緒に何かをするのが好きだ
- * 家族はお互いによく助け合っている
- * 家族は居心地が良く、家にいるとほっとできる

＜ 協働で対処する ＞

：家族の協力のありかたについて、メンバー間の役割分担や家族の問題解決機能から見ていきます。

① 養育者の家庭重視度 【共通】（主たる養育者とその他の養育者それぞれについて評価）

- ・主たる養育者（あるいはその他の養育者）は家庭のことを
4. 軽んじている 3. やや軽んじている
2. やや大切にしている 1. 大切にしている 0. 不明

② 家族の問題解決機能 【共通】

- ・問題解決志向性（主たる問題（主訴）に関する家族の取り組みの姿勢）
 - * 家族メンバーの今回の主たる問題（主訴）に対する取り組みは
4. 弱い 3. やや弱い 2. ややしっかりしている 1. しっかりしている 0. 不明
 - * 今回の主たる問題（主訴）について少なくとも家族の成人メンバーは全員知っている
4. はい 3. ややはい 2. ややいいえ 1. いいえ 0. 不明
 - * 今回の主たる問題（主訴）について、家族の誰かと相談している

4. はい 3. ややはい 2. ややいいえ 1. いいえ 0. 不明
だれと？（複数選択）：1. 配偶者 2. 実父 3. 実母 4. 義父 5. 義母 6. 子ども

＜ 基本的な生活を営める ＞

： 住居、生計、養育機能、社会への参加度など、基本的な家庭経営が機能しているかどうか見ていきます。

① 住居 【共通】

⇒ 対象の子どもが現在居住している住居の形態を選択します。

1. 賃貸マンション 2. 分譲マンション 3. 公団賃貸 4. 公団分譲 5. 公営住宅
6. 民間アパート 7. 官舎・社宅 8. 一戸建て持ち家 9. 一戸建て借家
10. 対象の子どもは施設内に居住中 11. その他

② 住居の清潔さ 【共通】

⇒ 対象の子どもが現在居住している住居内の清潔さを評価します。極端な乱雑さは養育の困難に関連していることもあるので、養育者や対象の子どもについての他の情報と合わせて検討をおこなっていきます。

- * 住居内は清潔に保たれていなくて、汚い感じがする
- * 住居内はひどく乱雑で落ち着きがない
- * そうじや庭の手入れはほとんどしていない

③ 家庭の社会・経済的状况 【共通】

・養育者の就労状況

⇒ 最終学校以降の就労状況について、最終学校以降の就労パターンリストから該当するパターンを選んで記入します。職種については職業リストを参照します。

主たる養育者 ⇒ 就労パターン： 職種
その他の養育者 ⇒ 就労パターン： 職種

＜最終学校以降の就労パターンリスト＞

1. 最終学校卒業後、ずっと常勤職を続けている
2. 最終学校を卒業してから、アルバイトやパートなどの非常勤職を続けている
3. 一時仕事を辞めて家にいた時期があったが、今は常勤職についている
4. 一時仕事を辞めて家にいた時期があったが、今は非常勤職についている
5. 子どもが生まれてからも仕事をしていた時期があったが、今はしていない
6. 子どもが生まれてから一度も仕事についたことはない
7. 最終学校卒業後、一度も仕事についたことはない
8. その他

<職業リスト>

1. 無職（専業主婦、学生を除く）
2. 農林漁業（家族従事者を含む）
3. 自営業者（従業員 9 名以下）
4. 経営者（従業員 10 人以上）
5. 管理者（従業員 50 人以上）
6. 販売・サービス（店員、外交員、理容・美容師、ホームヘルパーなど）
7. 技能・作業職（工員、職人、運転手、作業員、保守点検員など）
8. 事務・技術職（営業、経理、システム技術者、教員、看護師や保育士など）
9. 専門職・自由業（医師、弁護士、芸術家、学者など）
10. 主婦
11. 学生

・経済的状態（収入、ローン・借金など）

4. 生活保護を受けている 3. かなり困窮しているようだ
2. やや困窮しているようだ 1. とくに困窮していない 0. 判断困難

⇒ 家庭全体の現在の経済状態をみます。多額のローンや借金などがあるかどうかについても情報収集してください。

④ 養育機能 【共通】

⇒ 対象の子どもへの家庭の基本的なケア（食事や入浴、清潔や着衣などの生活上のケア）が十分になされているか評価します。また養育行動の適切さ（温かさ：温かいコミュニケーション、子どもに対するていねいな応答、あるいは子どもの気持ちを汲まないなど、過干渉傾向：自由を認めて束縛しない、あるいは口出したり強かにコントロールするなど、不適切な養育行動：乱暴に扱う、無視・拒否、暴力など）については、主たる養育者とその他の養育者のそれぞれについて判断してください。情報源としては、養育者の自己申告だけでなく、観察や家族、保育・教育関係者などからの評価が重要です。

・対象の子どもへの家庭の基本的ケア

- * 入浴の不足や、衣服や頭髮が不潔で、清潔の管理に問題がある
- * 食事の不規則さや内容の不備など、栄養管理に問題がある
- * 対象の子どもに社会的ルールを教え守らせること（しつけ）に重要性を感じていない

・温かい関わり

- * 子どもが恐れたり、不安がっているときにはやさしくなぐさめている
- * 子どもの発言や態度から、子どもの意図や気持ちを察しようとしている
- * 子どもの活動や働きかけに注意を向け、ていねいに応答している

・過干渉：養育者の子どもに対するコントロール傾向

- * 子どものすることにいちいち口をはさむ
- * 子どもの自由を束縛している
- * 子どものしようとすることを全てにわたってコントロールしようとする

・不適切な養育行動

- * 子どもを乱暴につかんだりひっぱったりする
- * 子どもを無視したり、拒否したりする
- * 子どもを脅したり、子どもを侮辱するような言葉を浴びせる

⑤ 主たる養育者の子育てストレス

⇒ 主たる養育者が感じている子育てストレスについて見ていきます。ストレスが強い場合、子どもに対する不適切な行動がないかどうかや、養育者自身の抑うつなどの精神的健康への影響について検討していきます。養育者本人の主観的評価が重要となりますので、丁寧に話を聞く必要があるでしょう。

- * 子育てがうまくいかなくて、焦りを感じている
- * 子どもの扱いに手を焼き、いらいらすることがよくある
- * ほっとできる暇がなくて、苦しい

⑥ 主たる養育者の子育て相談相手・預け先 【共通】

⇒ 養育者の子育ての相談相手・預け先リストから該当する対象を選択して番号を記入します。

- ・主たる養育者の子育ての相談相手
だれ？ () () () ()
- ・子どもを預かってくれる対象
だれ？ () () () ()

<子育ての相談相手・預け先リスト>

1. 配偶者（パートナー）
2. 自分の親
3. 配偶者（パートナー）の親
4. 自分のきょうだい
5. 配偶者（パートナー）のきょうだい
6. 近所の人
7. 職場の友人・知人
8. 保育園などの託児施設の職員
9. ベビーシッター
10. 行政の子育て担当課
11. 友人
12. 子育てサークル
13. 子育て関連のホームページ
14. その他

・子育てのサポートに対する主たる養育者の主観的評価 【共通】

- * 子どものことを気軽に相談できる相手がいなくて不安に感じている
- * 子どもを気軽に預かってくれる人や場所がなくて困っている
- * 配偶者が子育てのことを手伝ってくれなくて不満に思っている

< 我が家／うちらしさを大切に生きる >

: 個々の家族のありかたの特徴や、これまでの家族・家庭の歴史（家族史）について見ていきます。

① 家族の特徴 【共通】

- ・現在の家族の戸籍的關係
 - * 同居している両親は法的に婚姻関係にある
 - * 対象の子どもと血縁でないきょうだいと同居している（そのきょうだいは：1. 父方の連れ子 2. 母方の連れ子 3. 養子）
- ・養育者たちの出自家族との関係性
 - * 父方の祖父母は近隣に住んでいる

- * 母方の祖父母は近隣に住んでいる
- * 父方の祖父母との関係は良好である
- * 母方の祖父母との関係は良好である

② 家族史 【共通】

⇒ 対象の子どもの誕生から現在までのおもな出来事について、該当するものがあれば、その発生時期（西暦）を特定していきます。なお、転居回数の極端な多さは様々な家庭の困難と関連する場合がありますので、必要な場合にはその背景について詳しく情報収集していきます。

1. 実父母の同棲
2. 実父母の法的結婚
3. 実父母の離婚
4. 実父の再婚
5. 実母の再婚
6. 同居の父親の退職・解雇・失業
7. 同居の母親の退職・解雇・失業
8. 同居の父親の再就職
9. 同居の母親の再就職
10. 実父の死亡
11. 実母の死亡
12. きょうだいの死亡
13. 実父の触法行為（1. 刑法犯 2. 交通関係（業過失・道交法） 3. その他）
14. 実母の触法行為（1. 刑法犯 2. 交通関係（業過失・道交法） 3. その他）
15. きょうだいの触法行為（1. 刑法犯 2. 交通関係（業過失・道交法） 3. その他）
16. 実父の大病（1. 身体疾患・障害 2. 精神障害 3. 事故）
17. 実母の大病（1. 身体疾患・障害 2. 精神障害 3. 事故）
18. きょうだいの大病（1. 身体疾患・障害 2. 精神障害 3. 事故）
19. 転居
20. その他（ ）

Ⅲ 地域に関する事項

< 健全な養育環境を持つ地域社会 >

：対象の子どもが生活する地域の養育環境としてのあり方について見ていきます。子どもの健全育成に関する地域の特徴やそこでの子どもの育成に関する取り組みの状況、対象の子どもの家庭がそれらにどのようにアクセスしているか尋ねます。

① 近隣コミュニケーション 【共通】

⇒ 対象の子どもの家庭と近隣との付き合いの様子（交流やトラブルの有無など）について情報収集します。

- ・対象の家族の地域交流（近所付き合い）
 4. 乏しい（孤立している）
 3. やや乏しい
 2. 時々交流している
 1. 活発に交流
 0. 判断困難
- ・対象家族の近隣トラブル
 4. 近隣と度々トラブルを起こしている
 3. 近隣と時々トラブルを起こしている
 2. 以前トラブルがあったが今はない
 1. 近隣とのトラブルはない

0. 判断困難

トラブルの内容は 具体的に：

- ・対象の子どもの同じ年頃の子どもとの交流
 4. 近隣に子どもがいなくて交流できない
 3. いるが交流していない
 2. 時々交流している
 1. 活発に交流している
 0. 判断困難

② 居住地の子育て関連状況 【共通】

⇒ 対象の子どもが居住する地域の子育てに関する安全性や健全育成性について評価していきます。

・周辺環境に関する満足度

⇒ 地域に関する満足度について、養育者の主観的評価について尋ねます。

- * 地域に対する愛着がある
- * 住みやすいまちだと思う
- * 子育てしやすい地域だと思う

・安全性（交通面、防犯性）

4. 危険
3. やや危険
2. 比較的安全
1. 安全
0. 判断困難

・子育て支援関連機関（児童館・地域子育て支援センター）の有無と利用【乳児期～児童期】

4. 歩いていける範囲（徒歩 20 分以内程度）に子育て支援関連機関はなく、対象の子どもの家庭はそれらを利用したことはない
3. 歩いていける範囲（徒歩 20 分以内程度）に子育て支援関連機関はあるが、対象の子どもの家庭はそれらを利用したことがない
2. 歩いていける範囲（徒歩 20 分以内程度）に子育て支援関連機関があり、対象の子どもの家庭はそれらを利用したことがある
1. 歩いていける範囲（徒歩 20 分以内程度）に子育て支援関連機関があり、対象の子どもの家庭はそれらを頻繁に利用している
0. 判断困難

・育成環境の適切さ 【思春期～青年期】

4. 歩いていける範囲（徒歩 20 分以内程度）に教育上好ましくない施設（成人向け娯楽施設、有害図書・ビデオなどの自動販売機、など）があり、対象の子どもはそのような施設を頻繁に利用している
3. 歩いていける範囲（徒歩 20 分以内程度）に教育上好ましくない施設（成人向け娯楽施設、有害図書・ビデオなどの自動販売機、など）があり、対象の子どもはそのような施設を利用したことがある
2. 歩いていける範囲（徒歩 20 分以内程度）に教育上好ましくない施設（成人向け娯楽施設、有害図書・ビデオなどの自動販売機、など）があるが、対象の子どもはそのような施設を利用したことがない
1. 歩いていける範囲（徒歩 20 分以内程度）に教育上好ましくない施設（成人向け娯楽施設、有害図書・ビデオなどの自動販売機、など）がなく、対象の子どもはそのような施設を利用したことはない
0. 判断困難

③ 文化的環境 【共通】

・居住地域の教育事業や学習機会の有無と利用

4. 地域に民間や市町村主催の子育て講座や育児・子育てサークル、子ども会活動がなく、対象家庭はそれらに参加したことがない

3. 地域に民間や市町村主催の子育て講座や育児・子育てサークル、子ども会活動はあるが、対象家庭はそれらに参加したことがない
2. 対象家庭は地域の子育て講座や育児・子育てサークル、子ども会活動に参加したことがある
1. 対象家庭は地域の子育て講座や育児・子育てサークル、子ども会活動に活発に参加している
具体的に：
0. 判断困難

④ 自然環境 【共通】

4. 歩いていける範囲（徒歩 20 分以内程度）に自然の豊かな場所や公園はなく、対象の子ども家庭はそこを利用したことはない
3. 歩いていける範囲（徒歩 20 分以内程度）に自然の豊かな場所や公園があるが、対象の子ども家庭はそこを利用したことがない
2. 歩いていける範囲（徒歩 20 分以内程度）に自然の豊かな場所や公園があり、対象の子ども家庭はそこを利用したことがある
1. 歩いていける範囲（徒歩 20 分以内程度）に自然の豊かな場所や公園があり、対象の子ども家庭はそこを頻繁に利用している
0. 判断困難

＜健全な養育を促進できる福祉・保健・教育機関を持ち、協働していける地域社会＞
：ここでは、対象の子どもが居住する地域の福祉・保健・教育機関の現況や、それらと対象の子ども家庭との連携について見ていきます。

① 家庭外の養育施設的环境 【乳児期～幼児期】

⇒ 家庭外の保育・教育施設での適切な養育は、家庭内の養育と並んで子どもの健全な発達に大きく影響します。ここでは、環境的な適切さと家庭との信頼関係および子どもの適応状況についてみていきます。養育者の情報とともに、施設・教育関係者からの情報を得ることも重要でしょう。

- ・現在の託児先・所属先
 1. 幼稚園
 2. 公・私立保育所
 3. 小規模保育室（企業・病院内保育所を含む）
 4. ベビーホテル
 5. ベビーシッター
 6. 保育ママ
 7. 祖父母や親戚の家
 8. 人や近所の家
 9. 行政などの一時保育
 10. その他
- ・利用時間： 1週間平均（ ）日くらい・1日平均（ ）時間くらい預けている
所属するクラスの保育者と子どもの人数割合：保育者（ ）人・子ども（ ）人
- ・利用施設の養育環境の適切さ
（もっとも長時間利用するもの）【乳児期～幼児期】
施設の種類（上のリストから数字を1つ選択）（ ）
 - * 室内がちらかっていて整理整頓されていない
 - * 衛生的でない
 - * 部屋の広さに対して、子どもの数が多すぎる
- ・保育施設と家庭（養育者）との連携の状態
 - * 養育者は子どもの保育を施設に十分におこなってもらえていると感じている
 - * 養育者は預け先の保育者から信頼してもらっていると感じている
 - * 養育者は預け先の保育者のことを信頼している

- ・利用保育施設での現在の子どもの適応状況
情報源は？：1. 養育者 2. その他
* 預け先の保育者によくなっている
* 友だちもできてよく遊べているようだ
* 子どもは喜んで預け先に通っている

② 家庭外の教育施設的环境【児童期～青年期】

- ・現在通っている学校環境の適切さ
(対象の子ども本人に尋ねる)
* 授業中クラスは静かで、落ち着いて勉強できる
* 自分たちの教室はいつもきれいになっていると思う
* 今のクラスはまとまりがいいと思う
- ・学校と家庭（養育者）との連携の状態
* 養育者は子どもの教育を学校に十分におこなってもらえていると感じている
* 養育者は学校の教師から信頼してもらっていると感じている
* 養育者は学校や教師のことを信頼している

＜ 共に助け合える地域社会 ＞

：ここでは、対象児童が生活する地域や養育者の職場・友人関係における子育てに対するサポート状況について見ていきます。サポート資源の有無と、その活用状況の2つの視点から検討していきます。

① ソーシャル・サポートの資源

- ・支援をしてくれる人の有無と見込み
⇒ 子どものことや家庭に対するサポートを供給してくれる（あるいは将来供給が期待できる）相手を＜子育ての相談相手・預け先リスト＞から該当する番号を1つ選んで記入します。

現在支援をしてくれている人：()

支援をしてくれそうな人（期待できる人）：()

＜子育ての相談相手・預け先リスト＞

1. 配偶者（パートナー）
2. 自分の親
3. 配偶者（パートナー）の親
4. 自分のきょうだい
5. 配偶者（パートナー）のきょうだい
6. 近所の人
7. 職場の友人・知人
8. 保育園などの託児施設の職員
9. ベビーシッター
10. 行政の子育て担当課
11. 友人
12. 子育てサークル
13. 子育て関連のホームページ
14. その他

＜ 子ども・家族のニーズに対応できる社会資源がある地域社会 ＞
：ここでは、対象の子どもが居住する地域の福祉・保健・教育機関の現況や、それらと対象の子どもの家庭との連携について見ていきます。

- ① 可能なおもな子育てサービス・支援機関の有無とその利用度
⇒ 「子ども・家庭に対する地域の支援機関リスト」および「子育て関連事業リスト」から該当する番号を選んで記入します（複数選択可）。
1. 利用・参加経験あり () () () ()
 2. 今後の利用・参加を希望するもの () () () ()

＜子育て関連支援機関＞

- 1-1. 福祉事務所
- 1-2. 保健所
- 1-3. 市区町村の相談窓口
- 1-4. 市町村保健センター
- 1-5. 教育委員会
- 1-6. 少年サポートセンター
- 1-7. 社会福祉協議会
- 1-8. 児童家庭支援センター
- 1-9. 母子家庭等就業・自立支援センター
- 1-10. 市区町村などの行政の電話相談
- 1-11. 民間機関の電話相談
- 1-12. 児童委員・民生委員
- 1-13. スクールカウンセラー
- 1-14. その他

＜子育て関連事業＞

- 2-1. つどいの広場事業
- 2-2. 地域子育て支援センター事業
- 2-3. 休日相談支援等事業
- 2-4. 育児支援家庭訪問事業
- 2-5. 一時保育事業
- 2-6. ショートステイ事業
- 2-7. 訪問型一時保育事業（乳幼児健康支援一時預かり事業）
- 2-8. 特定保育事業
- 2-9. ファミリー・サポート・センター事業
- 2-10. 病後児保育
- 2-11. トワイライトステイ事業
- 2-12. 放課後児童健全育成事業
- 2-13. 特定不妊治療費助成事業
- 2-14. 乳幼児医療費公費負担制度

- ② 各種手当での利用状況
1. なし
 2. あり： 下記の中から該当するものに○をつける（複数選択可）。